

生活習慣病管理料のお知らせ

令和 6 年度の診療報酬改定により、生活習慣病にかかる診療報酬がお幅に変更となりました。

高血圧症・脂質異常症および糖尿病を主病として通院されていた患者様は、令和 6 年 6 月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に算定が切り替わります。

患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。

初回時に『療養計画書』への患者様の署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願いいたします。

また患者様の状態にお応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や 28 日以上 of 長期投薬を行う場合がございます。

一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますのでご了承ください。

医療法人恵愛会 ヨゼフクリニック